

第1回横浜市総合保健医療センター指定管理者選定委員会議事録	
日時	平成22年7月16日(金) 18:00～19:00
開催場所	横浜市総合保健医療センター 4階会議室(港北区鳥山町1735番地)
出席者	工藤委員、浅川委員、戸高委員、藤原委員、菅井委員
開催形態	公開(傍聴者3名)
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 工藤委員を委員長、浅川委員を副委員長に選任した。 横浜市総合保健医療センター指定管理者の「申請要項」、評価項目及び評価基準について決定した。「業務の基準」については、「精神障害者退院促進支援事業」の名称変更の必要性を確認し、変更する場合は事務局で修正し、委員長の承認を受け、変更の必要がない場合は、事務局案で決定することとした。
議題	<ol style="list-style-type: none"> 委員長・副委員長の選出について 会議の公開について 情報の公開について 「業務の基準」、「申請要項」について 評価項目及び評価基準について 今後の日程について
議事	<p>◆ 各委員・事務局の紹介 各委員・事務局紹介(各委員・事務局挨拶)を行った。</p> <p>◆ 委員会の趣旨について 事務局より、委員会に趣旨について説明を行った。</p> <p>◆ 議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 委員長・副委員長の選出について 横浜市総合保健医療センター指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要綱(以下「運営要綱」という。)第4条第1項に基づき、委員長に工藤委員が選出された。同項に基づき、副委員長に浅川委員が選出された。 会議の公開について 運営要綱第7条第1項により、第1回委員会についてはすべて公開とし、第2回委員会の公開・非公開については、第2回委員会の冒頭で決定する。 情報公開について 運営要綱第7条第2項により、発言内容は公開とし、発言者の氏名については非公開とした。また、公表時期については、委員会終了後、速やかに行うこととした。 「業務の基準」、「申請要項」について 「業務の基準」(別紙3)については、「精神障害者退院促進支援事業」の名称変更の必要性を確認し、変更する場合は事務局で修正し、委員長の承認を受け、変更の必要がない場合は、事務局案で決定することとした。「申請要項」(別紙2)を決定した。 <p>【委員会質疑等】 <業務の基準></p> <ol style="list-style-type: none"> 現在は、自主事業を実施しているのか。 (回答) シニアフィットネス、訪問看護ステーション等を実施している。 精神障害者生活支援施設について、「精神障害者退院促進支援事業」、「精神障害者自立生活アシスタント事業」を指定管理業務に追加した経緯は何か。 (回答) 平成22年度までは、モデル事業的に一部の生活支援センターで実施していたが、検証・準備期間が整ったため、来年度から全生活支援センターにて実施することとした。 「精神障害者退院促進支援事業」について、国が名称を変更しているが、横浜市はその名称にあわせるのか。

	<p>(回答) 詳細について確認後、必要に応じて名称を変更する。 ※委員会終了後、工藤委員長へ以下報告し、名称は変更しないと決定した。 横浜市では平成 19 年度から「精神障害者退院促進支援事業」を実施しており、市内 31 か所の病院にも「精神障害者退院促進支援事業」という名称がようやく定着してきたところであるため、現時点では、国の名称「精神障害者地域移行支援特別対策事業」に併せることは考えていない。</p> <p>(4) 精神科デイ・ケアでは、認知症の方へのデイ・ケアも実施しているのか。 (回答) 認知症の方へは、実施していない。</p> <p>(5) 第三者評価は、病院評価機構が実施するものか。 (回答) 病院評価機構による評価ではなく、コンサルタント会社に委託して実施する方法と、別途横浜市が設置する第三者評価委員会を設置して実施する方法がある。本施設では、第三者評価委員会での評価となる。</p> <p><申請要項></p> <p>(1) 平成 23 年度からの指定管理料の積算について、現在の指定管理料と比べてどうなのか。 (回答) 大きな点として、平成 20 年度の指定管理料に比べて、港北区生活支援センター運営費分の増額を見込んでいる。(平成 20 年度事業概要より説明。)</p> <p>(2) 今後 5 年間、この 7 億 8 千万円の上限は変えない予定か。 (回答) 上限は変更しない予定である。</p> <p>(3) 修繕費について、100 万円以上のものは指定管理料に含まれるのか。 (回答) 指定管理料には含まれず、100 万円以上の修繕が必要な場合は、その都度協議いただき、原則として横浜市の負担で対応することになる。</p> <p>(4) 自主事業の運営費等は、指定管理料に含まれるのか。 (回答) 含まれない。</p> <p>5 評価項目及び評価基準について 評価項目及び評価基準を決定した。 【委員会質疑等】 <評価項目及び評価基準></p> <p>(1) 100 点満点となっているが、合格基準点は設けているのか。 (回答) 申請要項の 9 ページ上段の記載のとおり、最低基準は 7 割と設定している。横浜市で実施している指定管理施設については、最低基準を 6 割で実施している施設が多いが、当センターは、今回、非公募としているため、レベルを高めに設定した。</p> <p>6 今後の日程について 第 2 回選定委員会は調整の結果、9 月 17 日 (金) の 18 : 00 ~ 21 : 00 に決定した。</p> <p>※委員会終了後、希望者は施設見学を実施。(5 0 分程度)</p>
資料	今後のスケジュール (別紙 1) 横浜市総合保健医療センター指定管理者「申請要項」(別紙 2) 横浜市総合保健医療センター指定管理者「業務の基準」(別紙 3) 横浜市総合保健医療センター指定管理者申請者提出書類「様式集」(別紙 4) 横浜市総合保健医療センター指定管理者「評価表」(別紙 5)